平成２１年（フ）第１９１号
茨城県坂東市矢作1153番地７、前住所茨城県常総市大生郷町168番地
債務者　冨山　恵子（旧姓堀込）
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１４４８号
千葉県船橋市本中山５丁目１番15―301号
債務者　清水　　勝
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４７４号
千葉県市川市塩焼４丁目12番17号　ローズガーデンハウス47号
債務者　金澤ナナ子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４７７号
千葉県市川市奉免町７番地18
債務者　坂西扶起子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４８０号
千葉市緑区おゆみ野南２丁目23番地３
債務者　小嶋　利昭
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４８９号
千葉市中央区赤井町739番地98
債務者　鵜澤　尚子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５０６号
千葉市若葉区西都賀１丁目２番４号　アイチ都賀Ⅲ　203号
債務者　山本　幸生
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５２２号
千葉市緑区おゆみ野中央４丁目28番地７　オーナーズヒルMT　B棟101号
債務者　山田なおみ
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５３７号
千葉県市川市新田３丁目17番８号
債務者　亀井　和子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５４２号
千葉県市川市柏井町１丁目1590番地１　市川ハイツ202
債務者　阿部富士子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５５０号
千葉県船橋市三山１丁目41番１―704号
債務者　菊川　琢也
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５５６号
千葉市緑区誉田町１丁目798番地１誉田１丁目団地５棟103号山下方、申立時の住所千葉市中央区千葉寺町886番地１　ダイアパレスヒルトップ・エフ千葉寺駅前303号
債務者　朝木　智美
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６１号
富山県下新川郡入善町上野11445番地５メルクーアⅢ―101
債務者　大原　　正
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２１年（フ）第６３号
富山県下新川郡入善町入膳3696番地
債務者　長島　信久
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２１年（フ）第４８５号
長野市上松４丁目10番2703号
債務者　伊予田信一
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４９９号
長野市七二会己656番地１
債務者　小林　正憲
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５号
長野市平林１丁目11番10―203号　平林ピアⅢ、前住所静岡県島田市旭２丁目20番15号
債務者　知久千鶴子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
長野地方裁判所民事部破産係